

# 保育環境改善等事業

# 保育環境改善等事業

令和元年度予算額：保育対策総合支援事業費補助金 394億円の内数（6.6億円）

## 【趣旨】

保育所等において、障害児を受け入れるために必要な改修等や病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等に必要な費用の一部について支援する。

【実施主体】 市町村（特別区含む。）、保育所等を経営する者

## 【対象事業】

### 1. 基本改善事業（改修等）

#### ①保育所等設置促進等事業

保育需要が高い地域において、保育所等を設置するため、既存施設の改修等を行う事業

#### ②病児保育事業（体調不良児対応型）設置促進事業

病児保育事業（体調不良児対応型）の実施に必要な改修等を行う事業

### 2. 環境改善事業（設備整備等）

#### ①障害児受入促進事業

既存の保育所等において、障害児を受け入れるために必要な改修等を行う事業

#### ②分園推進事業

保育所分園の設置を推進するため、保育所分園に必要な設備の整備等を行う事業

#### ③熱中症対策事業

熱中症対策として、保育所等に冷房設備を新規設置するための改修等を行う事業

#### ④安全対策事業

保育所等において、睡眠中の事故防止対策に必要な機器の備品の購入等を行う事業

#### ⑤病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業

病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等を行う事業

#### ⑥緊急一時預かり推進事業

緊急一時預かりを実施するために必要な設備の整備等を行う事業

#### ⑦放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業

放課後児童クラブを行う場所において、放課後児童クラブを開所していない時間等に一時預かり事業を実施するために必要な設備の整備等を行う事業

【補助基準額】 1. 基本改善事業 1事業当たり 7,200千円  
2. 環境改善事業 (①～③、⑤) 1事業当たり 1,029千円、(④) 1施設当たり 500千円以内  
(⑥、⑦) 1施設当たり 32,000千円

【補助割合】 2④の事業 国1/2、都道府県・市町村1/4、事業者1/4 2⑥⑦の事業 国1/2、市町村1/2  
それ以外の事業 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3 又は 国1/3、指定都市・中核市2/3

# 病児保育事業(体調不良児対応型)について

## 概要

病児保育事業(体調不良児対応型)とは、保育中に体調不良となった子どもを一時的に保育所等の中で預かることで、保護者が仕事を休まなくとも引き続き保育ができるようにするものであり、保護者のニーズが非常に高い。

病児保育事業全体の政府目標は、当時(2014年度)の延べ利用児童数約57万人から2019年度までの5年間で、約3倍の約150万人(体調不良時児対応型はその内数)。

## 病児保育事業の充実

病児保育事業は、感染症の流行や、病気の回復による突然の利用キャンセルなどにより、利用児童数の変動が大きく、経営上の問題から事業に取り組みにくいとの指摘があった。

そのため、平成27年度の子ども・子育て支援新制度施行時に、消費税財源を活用して、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施した場合の加算を設け、利用児童数に影響されない、運営費の基本となる基準単価を拡充。

更に、平成30年度より、以下の制度の充実を行っている。

- ① 基準単価について、より一層事業の安定につながるよう、補助の仕組みを見直した上で、
- ② 利用児童数に応じた加算について、2千人となっていた上限を見直し、2千人を超えて利用した場合においても、利用児童数に応じた加算を行う

## 事業実施に当たっての支援

病児保育事業(体調不良児対応型)の実施のためには、他の健康な児童が感染しないよう、保育所等の中で、事業実施場所と保育室・遊戯室等の間に間仕切り等を設けるなどのハード面での整備と、看護師等を1名以上配置するといったソフト面での整備が必要となる。

ハード面の整備については、病児保育事業の4類型(①病児対応型、②病後児対応型、③体調不良児対応型、④非施設型(訪問型))のうち、①及び②については、病院、診療所など保育所以外で実施される場合が多く、運営費と同じ「病児保育事業」の枠組みで、施設整備費の国庫補助が設けられている。(④は児童の居宅で行われるため、改修等は不要)

一方、③体調不良児対応型については、保育所等を建てる際に、専用室を設けたり、室数に余裕を持たせている場合には、看護師等の追加配置により特段の改修等を行うことなく事業実施が可能であるが、室数に余裕を持たせていない場合などには、ハード面での整備(改修)が必要となるため、保育環境改善等事業の中で補助を行っている。

# 論点と見直しの方向性について

## 論点

- 病児保育事業（体調不良児対応型）の実施可能な保育所の拡大を図るため、例えば、実施要綱の見直し、事業者や利用者のニーズを踏まえた改善について検討が必要ではないか。

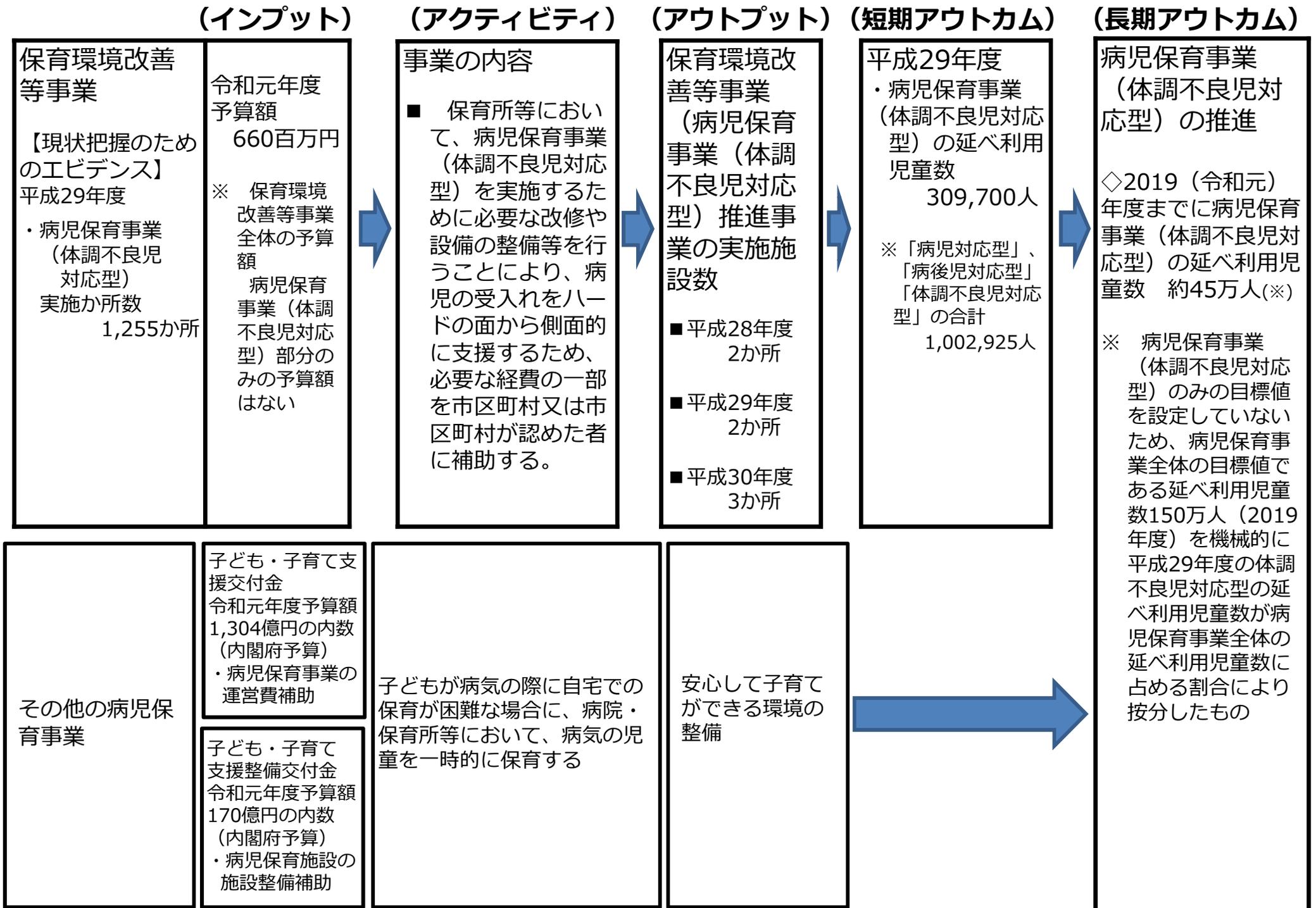
## 現状と今後の見通し

- 病児保育事業（体調不良児対応型）の実施か所数は、平成27年度の819か所から平成29年度の1,255か所と順調に増加しているが、本事業の活用例を広く周知することにより、実施か所数の更なる増加が見込まれる。
- 一方で、病児保育事業（体調不良児対応型）は、保育中に体調不良となった子どもを一時的に保育所等の中で預かる事業であり、保育所等を創設する際に合わせて設備等を整備している場合があるため、本事業の活用を必要としない場合もあるが、病児保育事業（体調不良児対応型）の促進のためには、引き続き執行状況を踏まえて予算計上していく必要がある。

## 見直しの方向性

- 各地方自治体に対し、本事業の活用例を広く周知し、事業実施を促進するとともに、執行実績に合わせた予算積算の見直しにより、執行率の改善を図る。

# 保育環境改善等事業（病児保育事業（体調不良児対応型）部分）のロジックモデル



(参考資料)

# 病児保育事業

令和元年度予算額：子ども・子育て支援交付金（内閣府予算）1,304億円の内数

## 1. 事業概要

### <目的>

子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育することで、安心して子育てができる環境整備を図る。

### <事業類型>

#### (1) 病児対応型・病後児対応型

**地域の病児・病後児**について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業。

#### (2) 体調不良児対応型

**保育中の体調不良児**について、一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業。

#### (3) 非施設型（訪問型）

地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の**自宅へ訪問**し、一時的に保育する事業。

### <実施主体等>

実施主体：市町村（特別区を含む。）

補助率：国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

#### <令和元年度補助単価(病児対応型1か所当たり年額)>

基本分単価：5,007,000円

加算分単価：522,000円～41,001,000円（※1）

送迎対応看護師雇上費：5,400,000円

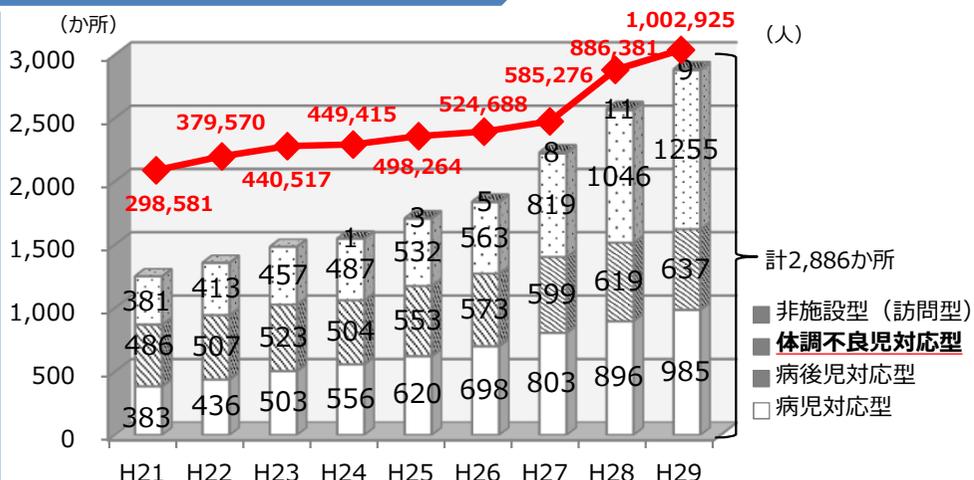
送迎経費：3,634,000円

開設準備経費（※2）：改修費等 4,000,000円  
礼金及び賃借料 600,000円

※1 延べ利用児童数が年間4,000人を超える場合は別途協議

※2 病児対応型及び病後児対応型のみ対象

## 2. 実施か所数及び延べ利用児童数

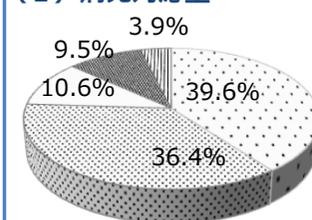


※平成27年度までの延べ利用児童数は、「病児対応型」及び「病後児対応型」の合計

※平成28年度からの延べ利用児童数は、「病児対応型」、「病後児対応型」、「体調不良児対応型」の合計

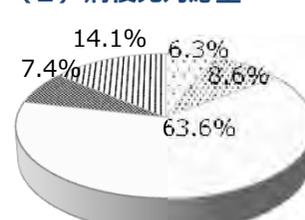
## 3. 実施場所

### (1) 病児対応型



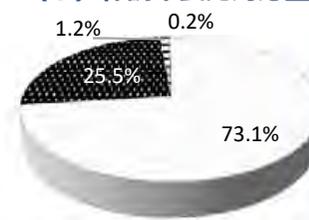
■ 診療所 ■ 病院  
■ 単独施設 ■ その他

### (2) 病後児対応型



■ 保育所

### (3) 体調不良児対応型



□ 保育所  
■ 認定こども園  
■ 小規模保育事業所  
■ その他

# 病児保育事業実施要綱(抜粋)

## 4 事業類型

### (3) 体調不良児対応型

児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所等における緊急的な対応を図る事業及び保育所等に通所する児童に対して保健的な対応等を図る事業。

## 5 対象児童

### (3) 体調不良児対応型

事業実施保育所等に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童(以下「体調不良児」という。)

## 6 実施要件

### (3) 体調不良児対応型

#### ① 実施場所

保育所又は医務室が設けられている認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所の医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保されている場所とすること。

#### ② 職員の配置

看護師等を1名以上配置し、預かる体調不良児の人数は、看護師等1名に対して2人程度とすること。

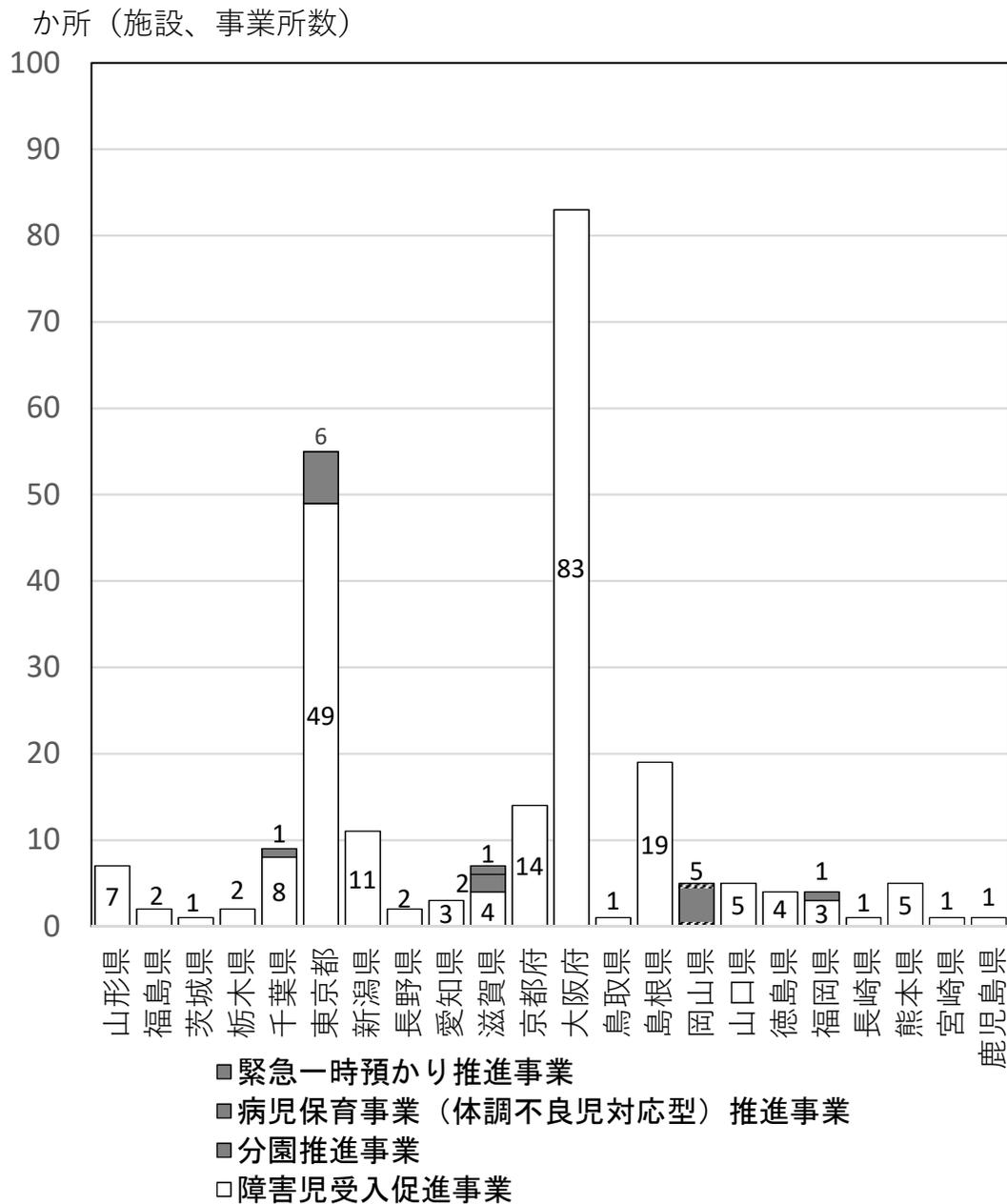
## 8 留意事項

### (2) 感染の防止

③ 体調不良児対応型を実施する場合には、他の健康な児童が感染しないよう、事業実施場所と保育室・遊戯室等の間に間仕切り等を設けることで、職員及び他児の往来を制限すること。

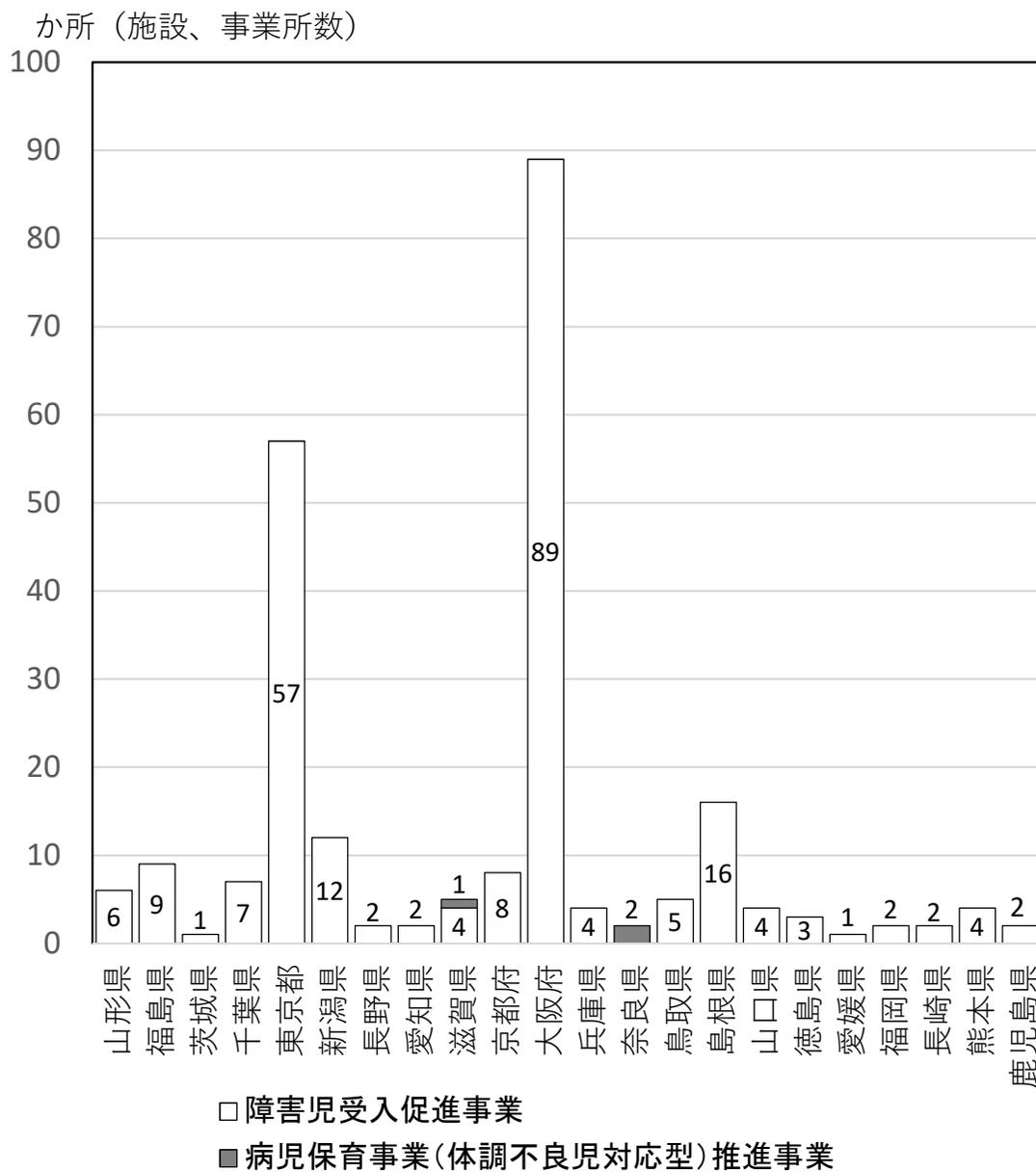
# 保育環境改善等事業 実施状況

## 平成29年度



事業実施か所数合計（施設、事業所数）：242か所

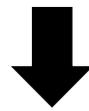
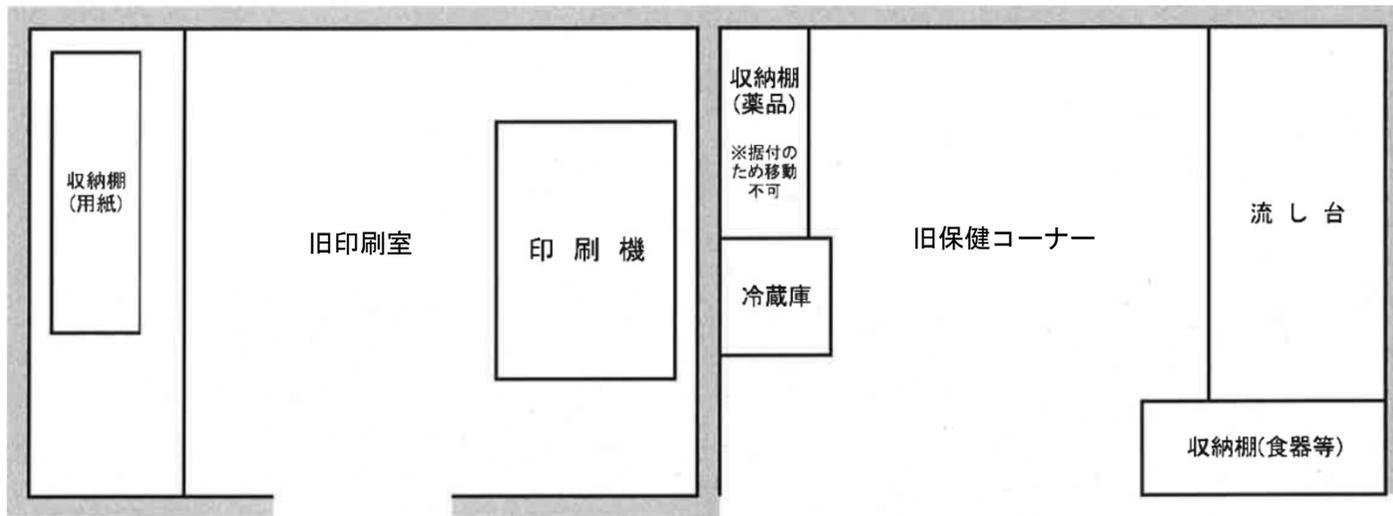
## 平成30年度



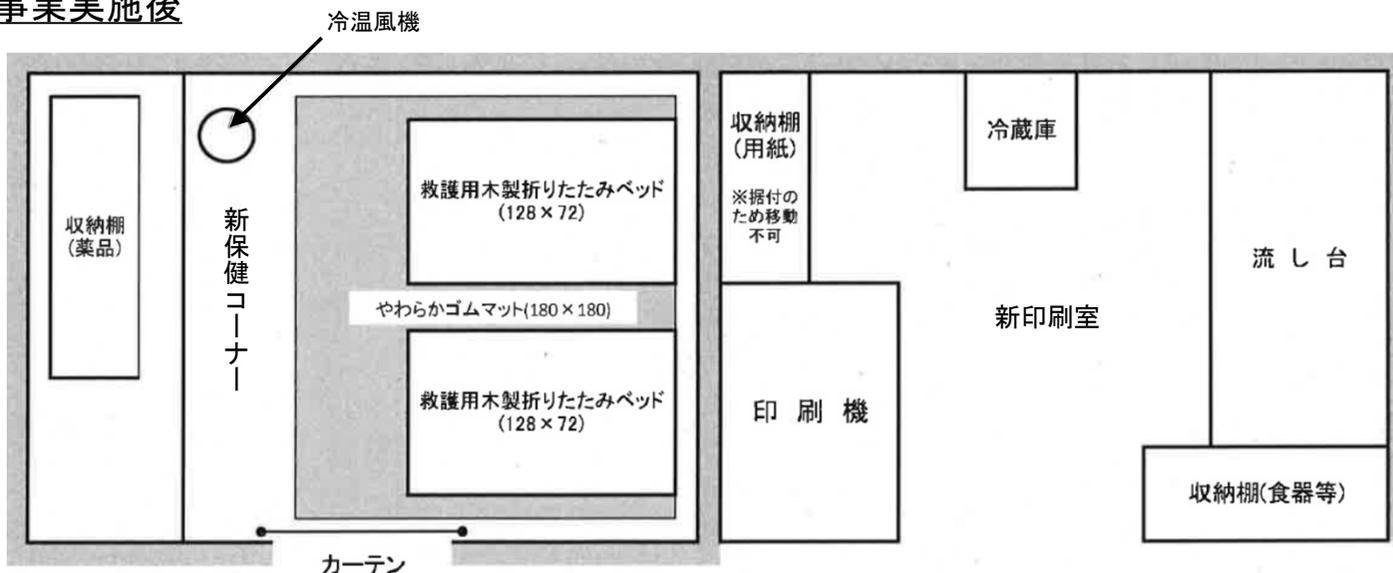
事業実施か所数合計（施設、事業所数）：243か所

# <取組事例> 滋賀県米原市 環境改善事業（病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業）

## 事業実施前



## 事業実施後



## <<課題>>

- 1 保健コーナーが手狭であり、病児保育事業実施要綱で規定されている看護師1人でみられる園児2人が安静に過ごすに当たって、ベッド2台を置けるスペースがない。
- 2 流し台を併設していることから職員の往来が多く、感染症の予防対策が困難である。

## <<対応>>

旧保健コーナーに隣接している旧印刷室を新保健コーナーとして環境整備する。

## <<整備内容>>

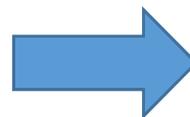
- 1 旧保健コーナー内の冷蔵庫を室内で移動させ、旧印刷室内の印刷機を新印刷室内に移設する。
- 2 現在、園には救護用折りたたみベッドが1台あるため、追加で1台購入し、新保健コーナー内に設置する。ふとん類は1組あるが、古いため、2組分を用意する。
- 3 旧印刷室内に敷いてあるフロアマットは、園児がおう吐した場合に衛生面で課題があるため、拭き取りが可能なマットを購入して新保健コーナー内に設置する。
- 4 旧保健コーナーで薬品保管用に使用していた収納棚は壁に据付られており、移設ができないため、新たに引違戸の収納棚を購入し、新保健コーナー内に設置する。
- 5 新保健コーナーの入口にカーテンを新たに設置し、感染予防対策とする。（室内には既設で換気扇あり）
- 6 新保健コーナー内に冷暖房及び空気清浄機能付きの冷温風機を新たに設置する。

## 1 カーテン設置の様子

【改修前】



【改修後】



## 2 購入備品

＜冷温風機＞



＜折りたたみベッド＞



＜収納棚＞



# <参考事例> 病児保育事業（病児対応型・病後児対応型）

## はしまぐんぎなんちょう 岐阜県羽島郡岐南町 岐南さくら保育園



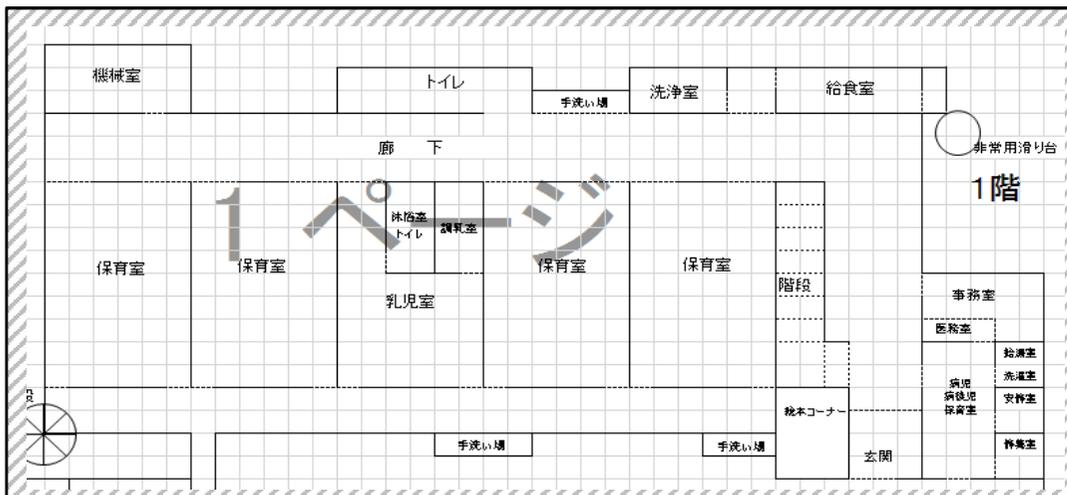
- 民間保育園（未満児専門保育園）内に設置
- 自園調理で、体調に合わせた食事を提供することができる
- 役場と連携した広報活動の実施

### 1. 事業所の概要

#### <所在地の特徴等>

岐南町は、県境に位置し、国道が東西・南北に流通している。そのため、愛知県への仕事や通学に便利であり、災害被害の心配も少なく、安心して子どもを育てる環境に恵まれていることから若者世代の流入も多く子育て世代が多く居住している。人口25,280人（H29年4月1日現在）。核家族・ひとり親世帯も多く、幼児期を中心に病児・病後児保育利用者が多い。

#### <事業所の間取り>



#### <基礎情報>

(平成29年4月1日時点)

実施場所	保育所
開所日及び開所時間	週5日（月～金曜日） 9:00～16:00 （要相談18:00まで）
利用定員	3人
年間延べ利用児童数	226人（平成28年度）
事業従事者	3人
	うち保育士 2人（常勤2人）
	うち看護師 1人（常勤1人）
	うちその他 -
1日当たりの利用料	3,000円 1,500円/半日
収入合計	5,560千円
支出合計	7,067千円

## 2. 取組内容

### 1 民間保育園（未満児専門保育園）内に設置

岐南さくら保育園内の隔離された場所に設置。保護者の就労等による家庭内保育が行えない0～2歳の脆弱な子ども達の利用が多い。日常接することがある保育士・看護師の下で、病児保育にあたるので、不安になることが少なく、穏やかに過ごすことができる。



#### <取組効果>

前日に体調不良で早退した際に、病児利用申請書・医師連絡票を持ち帰り予約していくことが出来、保護者の負担が減り、安心も得られる。

### 2 自園調理で、体調に合わせた食事を提供することができる

栄養士が献立を立てており、医師の診断や保護者の要望に配慮しながら、利用児の体調に合わせて粥や軟飯、野菜煮等、刺激の少ない食事を提供することができる。（離乳期のお子さんであっても、離乳食対応を行っている。）また、小麦や卵などを始めとする食物アレルギー児にも細心の注意をしながら、食事も準備することができ、様々なケースの対応が可能である。



#### <取組効果>

気軽に食事の相談ができ、保護者が子どもを預けられやすい。

### 3 役場と連携した広報活動の実施

毎年秋の新年度入園申請要綱資料の中に、病児保育の利用について掲載、また町のホームページに利用方法など掲載している。



#### <取組効果>

病児・病後児の利用登録者・利用者が増加傾向にある。

### 3. 今後の課題

- ・ 病気により、流行期には3名以上の希望が多く、お断りしなければならない状況がある。ワークライフバランスの更なる充実（子どもが病気の場合、仕事を休むことができる環境整備）が課題である。
- ・ 前日に予約をされ、受け入れ体制を整えるが、当日、子どもの体調が回復しキャンセルになる事が多々ある。
- ・ 働くお母さんが多いため、早朝や延長の病児保育を希望されることが多い。緊急の場合もあり、やむを得ないが、職員の勤務体制が課題である。

# 子ども・子育て支援新制度の概要

## 市町村主体

〔 認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など  
共通の財政支援 〕

### 施設型給付

#### 認定こども園 0～5歳

##### 幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、  
学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを  
与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園 3～5歳

保育所 0～5歳

※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が  
保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

### 地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

〔 地域の実情に応じた  
子育て支援 〕

### 地域子ども・子育て支援事業

- ・利用者支援事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業等
- ・子育て短期支援事業
- ・子育て援助活動支援事業  
(ファミリー・サポート・セン  
ター事業)
- ・延長保育事業
- ・病児保育事業
- ・放課後児童クラブ
- ・妊婦健診
- ・実費徴収に係る補足給付  
を行う事業
- ・多様な事業者の参入促  
進・能力活用事業

## 国主体

〔 仕事と子育ての  
両立支援 〕

### 仕事・子育て両立支援事業

- ・企業主導型保育事業  
⇒事業所内保育を主軸とした企  
業主導型の多様な就労形態に  
対応した保育サービスの拡大  
を支援(整備費、運営費の助  
成)
- ・企業主導型ベビーシッ  
ター利用者支援事業  
⇒繁忙期の残業や夜勤等の多  
様な働き方をしている労働者  
が、低廉な価格でベビーシッ  
ター派遣サービスを利用できる  
よう支援

# 保育所の分園方式

## 目 的

保育所分園は、児童福祉法の規定に基づく保育所に分園を設置することにより、認可保育所の設置が困難な地域における保育の実施を図ることを目的とする。

## 具体的内容

### 1. 定 員

1分園の規模は原則として30人未満とするが、中心保育所の規模や中心保育所との距離等を勘案して一体的な運営が可能であれば30人以上とすることができる。

### 2. 職 員

最低基準を満たしかつ2人以上の必要な保育士を配置。

### 3. 管理・運営

児童の処遇や保護者等との連絡体制等を十分確保して、さらに、構造、設備及び職員配置の観点から十分な機能を有している場合にあっては夜間保育を行うことができる。また、公立保育所の分園にあっては他の主体に委託することができる。

### 4. 構造及び設備

保育所に関する児童福祉施設最低基準によることを基本とする。

ただし、設備の基準については調理室は設けないことができるとともに、必要な医薬品を備えていれば医務室を設けないことができる。

また、分園が夜間保育を行う場合は、仮眠のための設備及びその他夜間保育に必要な設備、備品を備えていること。

# 障害児保育の概要

## 1. 財政支援

### 1 現状

- ・ 昭和49年度より予算補助事業として、障害児の保育に対応する職員を加配
- ・ 平成15年度より当該事業を一般財源化し、**地方交付税により措置**
- ・ 平成19年度より、対象児童を「特別児童扶養手当支給対象児童」から「軽度障害児」まで対象を拡大

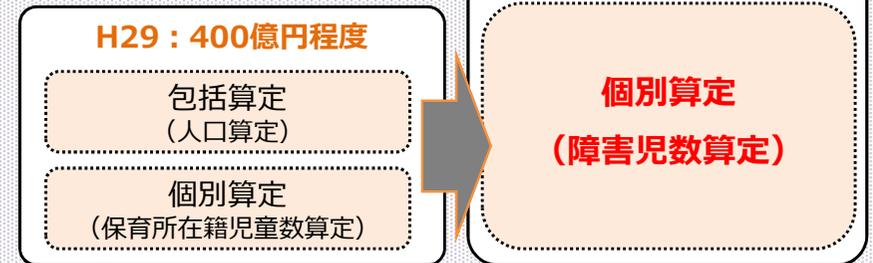
### 2 平成30年度における改善点

- ・ 保育所における障害児の受入及び保育士の配置の実態を踏まえ、**400億円程度から880億円程度**に拡充
- ・ 包括算定経費（人口より算定）と個別算定経費（保育所在籍児童数より算定）により交付していたものを、**個別算定方式に一本化し、算定方法を受入障害児数による算定に変更**

### <対象の範囲> 平成19年度拡充部分

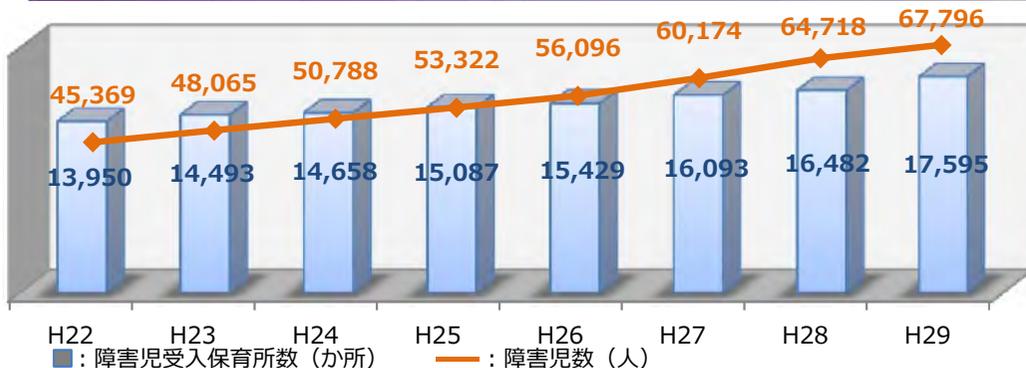
人件費	程度	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害
	重度				■
	中度				■
	軽度	■	■	■	■
物件費		■	■	■	■

### <H30改善点>



## 2. 現状

### 1 実施か所数及び受入児童数



### 2 障害児保育担当職員数 (H30.3.31時点)

単位：人

合計	障害児保育担当職員	
	常勤職員	非常勤職員
35,010	21,588	13,422

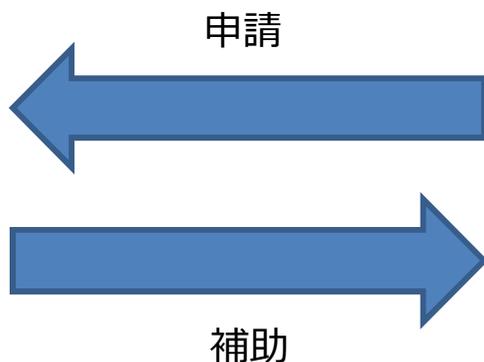
- ※厚生労働省子ども家庭局保育課調べ
- ※障害児数には、軽度障害児を含む
- ※障害児保育担当職員は、障害児保育を行うことを主として配置されている職員
- ※非常勤職員は実人数（常勤換算していないもの）

## 環境改善事業（安全対策事業）の概要

### 【事業概要】

0～1歳の午睡中に死亡事故などが発生している状況を踏まえ、睡眠中の事故防止対策に必要な機器の導入を支援することにより、安全かつ安心な保育の環境の確保を図る。

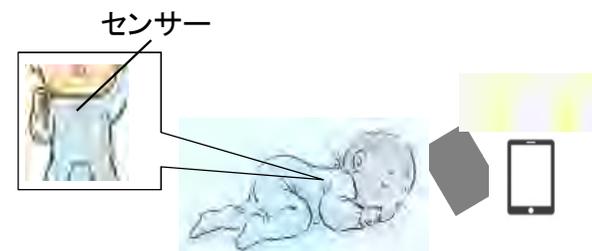
### 【事業イメージ】



### 機器の購入（例）

#### <午睡チェック>

午睡中の体動や体の向きを自動検知し、睡眠時のチェック表に自動で記録するなど、事務負担等を軽減する機能を備えるICT機器  
→保育士等が乳幼児の睡眠中の呼吸点検や見守りに専念することができる。



# 一時預かり事業

## 令和元年度予算額：子ども・子育て支援交付金（内閣府予算）1,304億円の内数

### 1. 事業概要

○ 日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業。

実施主体：市町村（特別区を含む。）

補助率：国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

平成31年度補助単価（一般型基本分）：1か所あたり年額1,600千円～10,223千円

#### <事業類型>

##### (1) 一般型

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

また、「『待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について』の対応方針について」（H28.4.7雇児発0407第2号）に基づき、待機児童解消に向けて緊急に対応する施策を実施する市町村に限り、保育所等を利用していない児童を対象として、保育所等への入所が決まるまでの間、定期的な預かりを実施する「緊急一時預かり」を行う。

##### (2) 余裕活用品型（平成26年度創設）

保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員まで一時預かり事業として受け入れる事業。

##### (3) 幼稚園型Ⅰ（平成27年度創設）

幼稚園、認定こども園に在籍している園児を主な対象として、教育時間の前後又は長期休業日等に預かり必要な保護を行う事業。

##### (4) 幼稚園型Ⅱ（平成30年度創設）

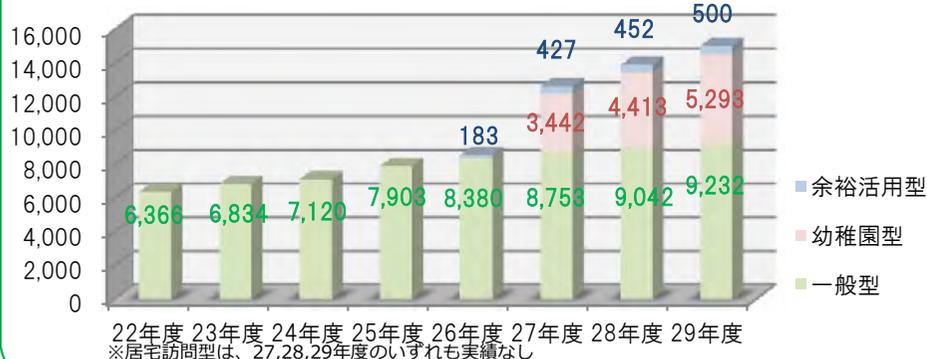
幼稚園において、保育を必要とする2歳児の受け皿として、定期的な預かりを行う事業。

##### (5) 居宅訪問型（平成27年度創設）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、乳幼児の居宅において一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

### 2. 事業実績

#### <実施か所数>



#### <延べ利用児童数>

